

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-19)

2. 日時

令和4年2月3日(木) 13時15分～14時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職

検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、永井検査技術専門職

原子燃料工業株式会社

伊藤取締役執行役員、熊取事業所所長他12名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1: H-22003 第5次設工認申請書における変更内容の記載について

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	本面談では、令和3年2月15日付で申請があり、令和3年12月10日付で、
0:00:16	第4回補正のあった、原子燃料工業株式会社熊取事業所の設工認第5次申請について、申請書をもとに、
0:00:26	事実確認を行うものです。
0:00:30	では内海さんお願いします。
0:00:34	では事業者から資料、今日の資料についてとりあえず
0:00:45	一通り説明の方お願いとそもそも資料なんでここを出してきたんですかっていう位置付けと、あと内容について実は
0:00:53	一通り全部説明の方お願いいたします。
0:00:58	はい。野木原子燃料工業フジワラでございます。
0:01:02	私、
0:01:04	本日お出ししてます資料についてご説明させていただきます。
0:01:08	資料につきましてはですね、現在我々設工認申請させていただいてますが、その全体の工事の中でですね、設工認に記載の、
0:01:21	十分ないような、
0:01:51	10日ぐらい前のもので、状況を記載した内容でございまして、その後、調査をずっと確認はしておるところでですね、この内容を、
0:02:02	もう、ここに記載している内容が、
0:02:33	だから、
0:03:08	二名。
0:03:18	どうぞ。
0:03:26	足で、
0:03:38	とか、
0:03:45	僕、
0:04:00	一番右端。
0:04:14	いたしましてはですね、左から、施設の区分設置場所あと設備機器の名称、あと管理番号というのは、許認可室公認で、
0:04:25	出てますここの設備の番号ですね、あと設備、設工認の中でですね先行の区分というところはですね、その設備に対しまして改造、
0:04:35	とかですね、変更なしといったものがあるかどうかということで、この変更の内容って限られてる部分はですね、そこに詳しくは記載されていないような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:46	内容を挙げております。
0:04:48	あとはですね、次の設工認、当該部位のですね設工認の記載といいますのは、例えばですね。
0:04:57	一番上であればですね、取付ボルトっていうのがですね、その申請書で記載されているかされていないかといったことを指しております。
0:05:07	あと一番右側の備考としてですね、例えば劣化とかですねちょっと
0:05:13	ウオォークダウンの中でですね、どんなさびがあったり、一部ちょっとひびが入っていたり、そういう損傷があったものをですね、保守として交換したといったですね。
0:05:24	ちょっと特記事項として、記載しております。
0:05:29	あと14番につきましてはですね先日、1月の7日にですね、遠田さんと内海さんの方に事業所に来ていただいた、現地確認していただいた時にですね。
0:05:41	常にご報告しております。発電機ポンプ等ですね、制御盤のアンカーボルトの案件でございます、こちらにつきましては報告済みという形で記載させていただいております。
0:05:54	ただこれにつきましてはですねすす当日もお伝えしましたように今後、補正の中でですね設工認の対象として、
0:06:05	記載させていただく内容でございます。
0:06:08	それでは
0:06:11	戻りまして一番の方からですね、順にご説明させていただきます。
0:06:15	まず一番、一番につきましてはこれは粉末缶の昇降リフトでございます、これは
0:06:24	据付ボルト、
0:06:26	の効果をしてます。ただこれにつきましてはですね、少し劣化が見られたので、交換したものでございますが、それ以外の、
0:06:37	据付ボルト同じようなものですね。
0:06:40	ございますが、いずれもですね、
0:06:45	そういったサービスがあったものでございます。ただ、17番につきましては、これ、取付ボルトに近いようなものでございますが、真木すでに交換しているようなものもございまして
0:07:00	これは交換したものでございます。
0:07:04	あと、ここに記載ございませんがその後の調査でですね、同じ、同じようなものも、あと2件あるというところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:13	次に 2 番目のですね
0:07:18	松川小郡ふ頭っていうのが取れる取付ボルトでございます。
0:07:23	これはですね主、
0:07:26	この設備でですね 16 本交換してるところでございますが、同じようなものですね。
0:07:33	ここに、この資料に記載のいくつか取付ボルトでございますが、13 件、その後の調査でわかっております。
0:07:43	あと接合ボルトっていうのがですね例えば四番でございます。
0:07:48	こちらですね 10 件、この記載以外に、あと 10 件でございます。
0:07:55	で、我々、
0:07:58	といたしましてはですね、ここ、今回記載している内容とか、そういったものっていうのはですね、ちょっと従前の設工認にはですね、出ていなかったものでですね。
0:08:08	事業者の方ですね
0:08:13	今回一部交換。
0:08:16	ですね劣化とかそういうものを書いていないものを他にですね交換したというところでございます。
0:08:23	で、これらの取り扱いについてはまた後程ご説明、ご相談させていただきたいと思います。
0:08:30	次にですね 10 番ですね。
0:08:34	こちらの搬送設備につけております高さ制限場、高さ制限棒ですね。
0:08:41	がございます。
0:08:42	こちらですね工事内容としては交換というのがないんですが、すでに実施したものがございます。
0:08:51	これにつきましてですね、この変更内容にも少し書かせていただいておりますけど、従前の既認可の設工認ではですね、もの記載が、もともと要求とか、そういったものがなくて自主的に設置したものでございまして、
0:09:07	少し、
0:09:09	形状とかそういったものを、があり、ちょっと、
0:09:15	見栄え等ございました。良くないというのがあったので、交換したものでございます。
0:09:23	あと同じような、マース据えつけなり取付同じようなものがございますが、今ご説明させていただいたような内容でございますので、割愛させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:37	次、19番ですね次のページの、
0:09:43	こちら、こちらですね前回
0:09:49	1月の7日に来ていただいた時にですね、少しご相談させていただいたものでございますが、
0:09:56	ですねシャッター、建物これ第1加工棟の建物内部の下、シャッターでございます。
0:10:05	これは設工認の、
0:10:07	委員会た後にですね
0:10:09	これが老朽化してちょっと動かない、なってるというのがわかりまして、
0:10:15	これをですね補修の範囲で、まだしていないんですが今後したいと。
0:10:21	と考えておりました。
0:10:23	そのあと少し検討しましてですね、ずっと小補修ということで、いろいろご相談させていただいたんですが、その後、これももう補正で、
0:10:36	改めて申請したいと思っているところでございます。
0:10:40	ちなみに内容につき、どういったものかと言います。
0:10:44	ちゃった自体ですね、後ろの方にですね、参考。
0:10:50	資料という形で、一番後ろですね5枚目ですね、させていただいております。
0:10:57	で、駆動部とですね。
0:10:59	このFLACSすらってという部分を、交換という形で、主な分類としてこう書いておりますが、スロットというのはですね、このシャッターの上げ下げするこの部分でございます。
0:11:12	駆動部というのはいろいろ巻き上げ機とかですね、モーターそういったものはありますね。この、
0:11:19	緑で記載してる、この部分になってございます。
0:11:24	あとは
0:11:29	作動のためのこの赤い価格記載している動いたものもですね、関連設備として、交換するということでございます。
0:11:38	そういったものをですね、今後、施設投入の中で補正で明確にしていきたいと思っております。
0:11:47	次、20番でございます。
0:11:50	これはですね
0:11:54	建物のギャラリーにですね防火盤というものがございまして、これは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:01	三階建ての第3廃棄物貯蔵棟、こちらに設置4ヶ所、各フロアごと4ヶ所設置しているものですが、
0:12:08	3ヶ所はですね、もともと設置しておりましたが、もう一つはですね、設置されてなかったと。それはもう、建築基準法の関係では不要だったということなんです。
0:12:20	今回ですね、設置するということですね。
0:12:25	保守のということで、しようと思ってたんですが、これもですね。
0:12:30	設工認に、今後申請補正で申請させていただこうと思っております。
0:12:37	あとは21番22番というのはですね、これ今、インターロックを構成している機器ですね、
0:12:48	例えばロードセルであったり、このケースはロードセルでございますが、この設備につきましてはですね、他もですね、音調であったりそういったものが、こういったインターロックの機器の一部としてございますが、
0:13:01	ここににつきましてはですね、昆、今回、設工認の、
0:13:06	改造に合わせてですね、従前通り、事業者の保守の範囲で、
0:13:12	取りかえていきたいと考えております。こういった予定もございまして、あと、
0:13:18	22番はですね、ガス権とか、そういった建築でございまして、こういったものも定期的には交換しますが、
0:13:26	こういったものも設工認以外ないということですね、
0:13:31	交換する予定にし、
0:13:33	下へしていきたいと思っております。
0:13:36	次に13番24番でございますが、こちらはですね。
0:13:41	23番につきましてですね。
0:13:45	今回新規制ですねただ、例えば可燃性ガスの配管の範囲がですね、
0:13:51	若干変わっておるところでございます。従前の設工認であればですね、また設備の外。
0:13:58	例えば主焼結炉であればですね、
0:14:03	関連性が数社の窒素切り換え機構より、外といいますか、上流側ですね。
0:14:11	プリンターの対象外でしたので、
0:14:13	ですが、そ今回の新規制ではですね建物の外の緊急遮断弁までが対象になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:22	我々設工認の従前対象じゃなかった部分についてはですね、今回工事の中で撤去するんですが、ちょっと設工認上はですね明確になっていないというところもあってですね。
0:14:36	ええ。
0:14:37	ちょっとご相談させていきたいと思っております。
0:14:40	あと最後はですね、設工認の中で工事に対応するのですが、
0:14:48	ちょっと申請書の中でですね、具体的に書かれていないとかですねちょっと読みにくいところがございますので、1例として挙げてますが、
0:14:57	他もあればですね、同じように、補正の中で明確にしていきたいと思えます。
0:15:03	ちょっと具体的には例えばこの案件であればですね改造って書いてるのですがその中身がですね。
0:15:09	実際、
0:15:11	こういったものが明確にならないとなっていないというのでございます。
0:15:16	そういったものがございます。
0:15:19	一致。
0:15:23	先ほどちょっと答弁してしまいました打田島田ギャラリーですね、それにつきましてはですね、3枚目の補足資料にですね、ちょっと資料と、載せていただいておりますけど。
0:15:35	各フロアにこの青の点線の部分というのはすでに市へ設置済みで、1ヶ所だけですね、不要であったと。
0:15:43	ものといまして次のページに写真を載せておりますが、
0:15:47	温度ヒューズで防火盤が止められておましてその火災があればですねこの防火盤が落ちて、ガラリーの部分を封鎖するといったものでございます。
0:16:00	それとあと西郷になります但ボルト等関係の取り扱いでございますが、従前の設工認ではですね。
0:16:10	大体転倒防止Cの観点からですね、許認可の対象というのはですね、
0:16:18	アンカーボルトであったりですね。
0:16:20	あと、機器に取り付けております。機器、すいませんが材とかに取り付けております。据付ボルト、そういったものが対象でございますが、
0:16:32	その他のボルトは対象でなかったため今回、工事の方といいますか取りかえを一部していたところでございますが、
0:16:42	今後ですね、取付ボルトといったようなところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:46	アンカー。
0:16:48	アンカーは当然現状になっておりますが、据付取りつけ。
0:16:51	こういったものはですね設工認上記載があるので、しつこに対象と。
0:16:57	して補正の方していきたいと思いますが、
0:17:00	接合ボルトにつきましてはですね、これ設備の中、いろいろ、
0:17:05	ございまして、そういったものまでですね、
0:17:11	どこまで設工認するのかですね、我々といたしましてはですね、基金の中、
0:17:17	主、
0:17:19	の部分一部でございなくでございまして、
0:17:23	事業者の、
0:17:24	の管理としてさせていただきたいと思っております。
0:17:29	とりあえずこちらからの説明は以上でございまして。
0:17:39	規制庁ウツミずありがとうございます。それでは規制庁側から、
0:17:43	確認事項等あればお願いいたします。
0:17:52	規制庁内海ですけど、よろしいでしょうか。
0:17:55	聞こえてますでしょうか。
0:18:01	原燃工でございまして事業者は聞こえております。了解です。ちょっと私の方から先に今の事業者さんが施工2に今後反映しますっていう内容の、
0:18:12	整理というか確認を一つさせていただきたいんですけども、今の資料をいただいている資料だと、
0:18:19	20番、藤、24番については、
0:18:25	施行人の変更に対処するっていうのは、なってるんでこれは
0:18:29	もうすでに事業者場として次回の補正に反映しようと思ってるっていうことで、あと14番についても、反映するっていうふうに、
0:18:41	考えていてあとは取付ボルトのところについても、
0:18:46	何が何かのこの半円弧をするって考えてる、今のところ考えてるっていう認識で。
0:18:53	というところよろしいでしょうか。
0:18:56	原子燃料工業フジワラです。
0:18:59	ボルトにつきましてはですね、取付部、すいません、アンカー部、アンカーボルト14番しかございませぬので、それ以外でいきますと、須恵地形V。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:11	あと取付ボルトですね、ここでこの、この種類についてはですね、設置 接合に反映したいと思ってます。ただですね。
0:19:21	この取付ボルトと据付ボルトのうちですね、備考に記載させていただ いておりますが、錆とかですね、ちょっと日比日比かけが入ってたよう な、
0:19:33	そういう損傷ですね、交換してのものは補修の範囲でもしております ので、こういったものにつきましてはですね、対象から外させていただ きたいと思ひまして。
0:19:46	それ以外のものにつきましては、図すべて記載すると。
0:19:50	ということですね。
0:19:52	だから、
0:19:54	ボルトにつきましてはこの備考に書いてます内容とあと接合ボルト は、
0:19:59	対象。
0:20:01	回答しさせていただきたいと思ってます。
0:20:04	それと、19番のシャッターこちら設工認で補正で入れたいと思っ ております。
0:20:16	シートウツミず、
0:20:18	了解です。
0:20:21	一応ちょっと確認なんですけど、Vってというのは、意見照会文書は使用 前事業者検査とかでやるのについてというのは、もともとどういふふう に送っていただくってというのは、有賀さん何か。
0:20:39	入ってます。
0:20:43	伊井さん。
0:20:45	どうぞ。
0:20:47	それで今結構確認なんですけど、その保守として交換するやつは考え方 としては、
0:20:59	まず設工認に記載がないってなるとそもそも設工認の対象外で僕な んで
0:21:09	もともと対象外でこれから審査、そこに入れる予定もないので半減しな いと、あと設工認に記載がありってなるとそのやつは、この認可したボル トと同じものに交換してるだけなのでこれは、
0:21:22	設計を変更するわけではないので設工認の申請には載せないって いう、そういうことですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:29	売りにしていただくということになりますので、原燃工の尾野でございます。
0:21:35	ボルトの種類、先ほど藤原から申しました通り、フランクフルト、据付ボルト、取付ボルト接合部とありますけれども、
0:21:44	接合、ここに記載しております取付ボルトと接合ボルトに関しましては、
0:21:51	旧設工認には登場しないボルトでございました。
0:21:55	うん。アンカーボルトについてはちょっと今回の分は例外ですけども、今回何かボルト新たに設置したので、9節美馬東條氏、この14番、こちらは古井雪子には東條しないことでした。据付ボルト。もう、この表の中に書いてあることについては、
0:22:14	過去の設工認に記載のあるものとないものと、現在しております。うん。それが古い設工認での記載の状況です。今回、新規制の中での記載がどうなってるかと言いますと、
0:22:28	過去の設工認、古い設工認に記載の中の方であっても、据付ボルト等取付ボルトについては、設工認に記載をしております。施設部の方については新しい規制の中でも、
0:22:42	新規制の設工認には記載をしてないものでございまして、この右から二つ目の、当該部材の記載があるかと、ありなしと書いてあるのは、今回の新規制の中で記載がありとしているものでございます。
0:22:54	なので、ここで1となっているものが、旧設工認でありっていうものではないです。今回申請で補正で、記載をしたいと考えておりますものが、どういう形の中で記載があったか、何かっていうのは関係なくて、新規制の中で記載していること。つまり、アンカーボルト、
0:23:12	据付ボルト、取付ボルトについては、補正で修正したいと考えておりますけれども、接合グループについては、記載ありませんので、これは保守の範囲でという形の扱いにさせていただきたいと、そういうものでございます。すいません。
0:23:25	うん。
0:23:26	その上で、申し訳ないですけど、一番右の方で、サビとか1課で交換したのものにつきましては、これは新規制の中で記載があるものであっても、同じように交換しただけというものでございますので、
0:23:41	こちらについては保守という範囲にさせていただきたいと考えているものでございます。以上です。
0:23:47	うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:50	うん。
0:23:52	戸澤ですけれども、ちょっとやりとりと関係ないんですけども本庁にいる人はなしです。
0:24:03	話される方以外はミュートにしてください。お願いします。毎年拾って ます。
0:24:17	続けていただいて結構です。すみません。
0:24:24	うん。南部。だからそこで話し合っって新品アリタ浴い分の説明ちょっと ボルトの種類と、
0:24:33	が幾つかあるっていうと
0:24:36	既認可、過去の先生であったかなかった今回申請するかしないのかって いうところは結構何か福崎さんになってて、
0:24:47	ちょっと口頭だとよくわかんなかったっていうのがあるんですけど。
0:24:51	絶対なので、
0:24:55	いいですよ。
0:24:57	行く今回の申請。
0:25:00	大丈夫だと。はい。
0:25:04	はい。
0:25:09	よろしくお願いします。はい。
0:25:13	原燃工の尾野でございます。ちょっと先ほどの口頭の説明長々とわかり にくいところがあったかと思えますけども、要点だけ、もう一度繰り返 しますと、
0:25:23	今回の新規制の中で記載しているボルトですね、据付ボルト、取付ボ ルトについては、
0:25:29	補正の中で、改造という形で修正をしたいと。新規制の設工認の中で記 載をしていない接合ボルト、こちらにつきましては、保守の範囲という 扱いにさせていただきたいと、そういうことでございます。
0:25:43	有田です。接合ボルトについてはテスポンの申請。
0:25:49	家には書いていなくて別にこれ自体が何か耐震設計とかに寄与するもん じゃないので改造しようかしてもらえばC S Oには関係してこないと。
0:26:01	据付と取り付けの方は
0:26:06	今回申請してき。
0:26:08	来てる。
0:26:09	今回の申請対象としてこれ耐震とかどこに関わるんで申請してもまだそ ういうことですので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:19	現行のものでございます。据付と取り付けの方は、今回新規制の中で、面談の通じたいろいろなやりとりの中で、こういったものについては記載をするというので、旧設工認には記載がなかったんですけども、耐震とかに関係するというので記載をしているものでございます。
0:26:37	接合ボルトに関しましては、耐震に無関係というわけではないです。何らかの形で、当然梁柱をつないでいたりするものでございますので、耐震に全く無関係ではないんですけども、接合ボルト、非常に、
0:26:53	一つの設備の中で何百本物によっては何千本もあるようなものでございますので、そういったものについては、記載をしないという整理で行っているものでございます。
0:27:03	アリタですけども接合ボルトは一応、実際問題、
0:27:08	安心に寄与はしてるんですけど、特に、
0:27:11	先進性上は別にこいつはないもので評価してるのでっていう、
0:27:16	ので別にその申請中の特に補交換しているかもわかんないっていう。
0:27:21	そういうことですよ。
0:27:23	はい。原燃高野でございます。もちろん弊社の中ではですね社内では評価はしておりますけれども、申請書上は登場しないということで、記載してないというものでございます。
0:27:38	船津家を、
0:27:44	上確認ですけど申請書の代診評価の入力条件なってるのは取り付けと。
0:27:51	それ付け登るだけ接続は入力条件になってない、ないっていうそういう事いいんですよ。
0:27:58	原燃河野でございます。耐震上は、評価しておりますので、そのボルトの応力等が満足するかというところは、
0:28:08	すべての耐震に関係するボルトについては評価をしてございます。
0:28:13	足に関係するというか、
0:28:15	範囲と柱を繋いでいるところですので、耐震上、評価上は評価の、評価する範囲に含まれるものにはなってございます。
0:28:31	小室。
0:28:39	えっと、このアリタですけど
0:28:44	案中の申請対象の考え方としてまず評価の前提になる情報設計情報っていうのはまず申請されてるかってのがあるんですよ。
0:28:55	これでいくと、
0:28:57	ただ一方で今その接合ボルトは申請書には書いてないんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:02	大変評価の入力条件にはなっているっていう話。
0:29:07	これは何かVってなが出てこないですけど他の何か梁とか、そういったところの一部に法案されているっていうそうそういうことになるんですか。
0:29:17	エネ高野でございます。その通りでございます。
0:29:21	うん。
0:29:33	前、
0:29:42	すいませんアリタですんで、
0:29:44	碓井柘植の取り付けについてはもう今回の申請範囲ということ申請書を書いているので、
0:29:52	その実際保守旅行会社かしないかをかかわらず
0:29:57	改造として申請してるっていう訴訟事ですよね確か。
0:30:02	燃交のでございます。その通りでございます。都立系設備に関しましては、改造するしないにかかわらず、記載をしております。
0:30:18	有田です。了解しましたはい。
0:30:28	すいません規制庁ノムラですが、ちょっと先ほど話聞いてて、ちょっと不思議に思った点確認させてください。まず表の一番なんですけど、
0:30:37	備考にレッカーにより保守として簡単ですけど、
0:30:42	これ錆じゃなくて、劣化。
0:30:44	ということなんですけどそうすとどういことが起きて、起きていたんでしょうか。
0:30:50	現行のでございます。六角一般的に六角ボルトを使っておるんですけども、六角ボルトの山の部分ですね六角形になっている部分、そのところに影があるとか、そういったふうな劣化でございまして、
0:31:03	性能上、特に問題はないんですけども、ボルトの開け閉めとかするときに、よくないのっていうのと見た目がよくないということで、交換をしているものでございます。
0:31:16	そうですか見た目のんですか。
0:31:20	はいわかりましたが、後で10番ですけど先ほどですね、
0:31:25	とですね高さ整備制限棒の話してて何かこれもですね見栄えが悪いから交換したみたいなふうに言ってたと思うんですけどこれ見栄えだけで、お金使って交換したっていうことなんですかね。
0:31:40	原燃工の尾野でございます。こちらの高さ制限棒の方がですねちょっと未売という表現が、ちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:47	ぴったりかわからないんですけども、高さ制限棒でこれ燃料棒がの高さを制限しているんですけども、燃料棒が存在する範囲。
0:31:57	幅ですね高さじゃなくて幅方向の範囲が若干足りてないところがありましたので、その範囲をカバーするために、高さ制限棒の長さをちょっと長くしたというものでは高沢書いていないんですけども、そういう少し範囲が足りてないという、2倍が悪かったということで、交換したものでございます。
0:32:16	はい規制庁ノムラですが。そうですか。わかりました。
0:32:22	以上です。
0:32:34	すいません規制庁ウツミですけども、今の高さ制限棒、
0:32:38	お話なんですけど、高さが足りてなかったから交換した。
0:32:43	Dなんか今聞こえたんですけどそれって要はあれですか、図面や施工の図面上載ってますけども、何かそれと実はなんかも違って短かったので、
0:32:53	合わせましたっていうこととは違うんですか。何かチェックの話っていうのはどんな感じでしょう。
0:32:59	はい。現行のでございます。高さが足りないというわけではなくて高さは、もともとの9.8センチを満足するような高さの位置で、高沢変えてないんですけども、設工認の方の図面のどっちか言うた重ねて幅ですね。
0:33:14	燃料棒が存在する範囲全体を追うような幅になっていなかったの、それを全体を追うような形にしております。で交換後の寸。
0:33:24	交換後の姿、形が今現在設工認に書かれているものになってございます。
0:33:32	了解です。
0:33:37	すいませんノムラですか。
0:33:39	ちょっと確認なんですけど、設工認に、
0:33:44	申請され、
0:33:46	設工認に申請した独法李に、
0:33:49	作って、
0:33:50	てるけど最初はそうでない。
0:33:53	そうでなかったっていう、そういうことですよ、何かをちゃんと設工認通りにできてんのかなっていう話なんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:01	原燃高野でございます。交換後のものが、今、設工認に記載している通りになってございます。で、こちらにも書いてございますけれども、こちらの方ももとは自主設置の高さ制限でございますので、古い設工認には全く登場しない高さ制限をとってございます。
0:34:18	はい。了解しました。
0:34:42	規制庁のスズキです。その他、
0:34:45	本庁側から何かあります。
0:34:47	ありますでしょうか。
0:34:50	すいません内海ですけど規制庁ウツミですけどすみません先ほど高瀬憲法というか
0:34:58	須藤高瀬議員も高瀬議員もところでこれあの、
0:35:01	高さ制限棒が入ってる機器っていうのは、もともと変更なしで申請されていて、
0:35:10	今回新、新しくその施工人の対象の部位として載ってきましたっていうもので、持ってきてるんですけど。
0:35:22	工事ってか物は変更交換してましたっていうものだと思っててこれって、
0:35:30	変更なしの場合っていうのは、新規の対象設備。
0:35:34	であるけども変更なしとしてる場合ってこれ、使用前事業者検査の対象機器。
0:35:40	検査で見る対象機能としては、これって、事業者の方で見る対象になるんですけどつけられないんですけどつけるところちょっとそこの整理を教えていただければと思います。
0:35:51	原燃工のでございます。設工認に記載しているものは、へ改造はもちろん事業者検査対象ですし、変更なしとしているものについても事業者検査の対象となります。
0:36:04	了解です。どっちも、結局見るってことで了解です規制庁です。わかりました。
0:36:11	規制庁野村です。ですね、111023 なんですけど、サビにより保守として交換とあるんですけどこれ交換後は土佐ビラなんかして、劣勢とかに変えたっていうことなんですかね。
0:36:27	辨野高野でございます。少々お待ちください。
0:36:42	例年河野でございます。こちらの方は特にさすステンレスの交換は、なしで、端側を同じものに交換しておりますこちらの方は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:51	規制庁ノムラですそうすると定期的に交換するということでそういうように何か保安規定とかで、
0:36:58	計画してんですかね。
0:37:02	県の高野でございます。
0:37:05	次、原子燃料工業フジワラでございます。
0:37:09	これらのボルトもですね4、設置して設備自体は40年経ってるわけでございます、そういったものを今回新規制の中です。
0:37:20	すべてウォークダウンして、チェックしてきちっとし、し整備するよいうというお話も、新規性の当初ございましたのでこういったものは変えているわけでございますが。
0:37:31	そう。
0:37:33	数年で変わるようなものでもございませぬので、下げてきたら、こういったものも、定期的に定義といいますか、その都度交換する形になるかと思ひます。
0:37:46	規制庁ノムラそうすると定期的に何かこう、詳細まで点検するよいうシステムがあつてそれに則つてやるつていう、
0:37:55	ことでよろしいですか。
0:37:57	僕だとは言ひませぬけど。
0:38:00	イギリスで旅行業フジワラです。
0:38:02	水、すべての設備ですぬ保全計画というものを立てまして、
0:38:10	きちつと何年かに1回とかそういったものによつて頻度を決めまして、きちつと確認はしているところでございます。
0:38:19	規制庁ノムラでそういうのがあつつつ、今回は、
0:38:23	ですから、徳田市でこういうことになつてつていう。なるほどですぬ。
0:38:34	原子燃料工業フジワラでございます。
0:38:37	もともとこういった調査の各指示がございましたので、ここ数年のうちにしたものをですぬ、今回、記載。
0:38:49	しているところでございます、
0:38:51	今回改めてつていうわけではない部分になります。
0:38:57	以上です。
0:39:00	おっしゃることはわかりました。
0:39:14	すいませぬ規制庁ウツミですけども、すいませぬ私がちよつとあと2点ほどちよつと細かいところでお伺ひしたいんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:39:21	さっきのボルトの話で結局接合ボルトを今、
0:39:27	いただてる資料だって四番以降とか接合ボルトについては、もともと施工人の部位の記載はなくて事業者がどうしても施工人上いらんんじゃないかって話ではあったと。
0:39:39	ってことですけど、これって、施工委員の記載なこういった接合ボルトってというのは、さっきの使用前事業者検査の中で事業者の方だとどういう、どういふふうに見て、
0:39:50	いらっしゃるんですか。これは何かより詳細な図面とかで見てるものなんでしょうか。
0:39:59	懸念河野でございます。ボルトにつきましては、
0:40:03	非常に数も多いということもあって、設計の中で適切に考慮して、パートグラウンドを通じて考慮して設計でやっているということで、
0:40:13	こういう接合ボルトに関しては事業者検査ですべて確認するという事は計画してございません。
0:40:22	規制庁谷津です。了解しました。
0:40:24	あともう1個が、一応確認なんですけどここら辺の交換作業っていうのは先ほど
0:40:30	保全計画とか何かその辺の発言もあったところで聞くんですけどもこういう保安規定に基づくそういった、
0:40:38	保全関連の文章に基づいた、
0:40:41	交換。
0:40:44	募集交換として市が全部やってるっていうところでよろしいんですね。
0:40:58	原子燃料工業池野でございます。おおよそ、おっしゃる通りでございます。保全計画っていうのがございまして、定期的に或いは、
0:41:09	劣化していれば交換っていうような形でですね保全、設備の保全を行っております、例えば先ほどの錆のように、
0:41:18	ございましたら、交換。
0:41:21	スルーインターバルは決めていないんですけれども、不良とみなせば交換するというような形で、行う保全計画というのを、
0:41:31	立てそれに従って実施しております。以上です。
0:41:36	規制庁すいませんのために聞いたら、もうです了解ですわかりました。私からは以上です。
0:41:48	規制庁の大東ですけど、これですか。よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	植草。
0:41:55	原燃工でございますよろしくお願いいいたします。先ほどございます。10万、10人で、
0:42:06	けども、
0:42:07	要は、さっきせ、説明で、
0:42:11	清柘植ボルト取付ボルトについては今回の補正で反映するというこ で、それらについては障害事業者検査を実施するというをおっしゃ ってますけども。
0:42:22	その中で、
0:42:25	保守として交換したいという意図がよくわからなくて、申請基準の工事 として僕は交換してるというふうに我々認識するんですけど。
0:42:36	その場で保守という言葉が使われてるのはどういう意味なんでしょう。
0:42:50	原子燃料工業でございます少々お待ちください。
0:43:04	あ、あ、原燃河野でございます。取付ボルト据付ボルトは今回、設工認 で補正で入れさせていただきたいと考えておまして、こちらの方は設 工認上の改造工事という形でA A、
0:43:17	補正の方さしていただきたいと考えてございます。
0:43:20	事業検査も当然行います。以上でございます。
0:43:28	規制庁の大東ですけども、今の大野さんのお話で、要は施工の実際に反 映するものはすべて使用前事業者検査として、検査を実施すると。
0:43:39	いうこと議論理解でよろしいですね。
0:43:41	それともう1点は、15番、すいません、15番のところの取付ボルト は、当該部位の施工日の記載がなしになっているんですけども。
0:43:52	これも補正として記載がありになって補正が反映されるということによ ろしいでしょうか。
0:43:58	峰河野でございますご理解の通りでございます。
0:44:04	規制庁大東です。理解しました。了解しました。
0:44:31	規制庁座ですけども、聞こえておりますでしょうか。
0:44:36	原子燃料工業でございます聞こえております。
0:44:39	はい。
0:44:41	すみませんちょっと途中電話とかもあってですねすべて聞いてたわけ ではないんですけども、まずお聞きと。
0:44:50	燃交の方から、今回

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:55	設工認の最終ということもあって、申請書の記載が2、不備がないかっていうところの総点検をしている中で、何点かご相談したい事項があるということで、
0:45:09	資料を提示していただいた上で総点検の途中の段階ですね、この面談になっているという理解をしております。で、この中で何を聞きたいのかっていうのを、もう、今一度ですね。
0:45:23	確認してそれに対して一つ一つお答えしていきたいと思うんですけども、まず最初の方にある据付ボルトだとか取付ボルトだとか接合ボルトだとかっていうところに関しては、
0:45:37	まず何を申請書に記載するのかっていうのはもう今までの設工認の中で議論で進んでいて、で、評価のインプットとなるところで取付据付を記載しますので、接合ボルトとかについては、
0:45:52	モデル図が以前あったところであれば、まずそういう接合の状況だとか溶接なのか設ボルトで出てきているのかというのがわかっていたんですけども、途中モデル図がなくなったりしたっていうところで、
0:46:05	あと先行の実用炉のデータだとかも調べた上で、
0:46:12	据付等取付ボルトを記載するということにしましたので、取り決めましたので、まずそういう状況で記載になっているという理解でいます。それは事業者の説明の通りだと思います。
0:46:24	で、それで申請書の記載に対してどうなのかっていうところで、申請書類の記載のあるもので交換するというところはきちんとその辺、交換するという位置付けですね。
0:46:38	変更区分なり、設工認の中で、見えるようにしていただいた上で、当施設購入の工事をしていただいて使用前事業者検査でも確認するという。
0:46:52	ことだったと思いますので、そこまでは問題ないかと思っています。で、今私話した内容で何か追加で発言等があれば、
0:47:03	規制庁側でも、あと質問が原燃工課からあればお願いします。
0:47:10	原子燃料工業フジワラです。事業者側からは、はい。特にございません。
0:47:25	規制庁沢です。そうすると、ちょっと1点確認なんですけれども、今まで記載があったかなかったかっていうところもあるんですけども、今回取付と接合ボルトについては、
0:47:42	設工認申請書上に記載されます。で、
0:47:46	改造するものについては、交換とかするものについては、改造として記載がされます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:54	で、
0:47:56	取付と据えつけはすべてにおいて既認可の設工認で記載されていたって いう認識でよろしいのでしょうか。
0:48:06	根高野でございます。取付ボルトについては既認可には登場しないボルトで、規制の対象ではございませんでした。据付ボルトについては、記載のあるものとないものと、
0:48:18	がありまして、今回挙げているものについては、今回述べてる資料の中で挙げている据付ボルトについては、既認可の中、旧設工認の中では登場していない事でございます。
0:48:33	規制庁澤です。わかりました。そうすると通すすべての塗装への種、今後の証明事業者検査とかの確認においては、改造した改造しないという、
0:48:46	外株にかかわらず、検査の対象にするというふうに理解すればよろしいですか。
0:48:54	燃交でございます。据付ボルト取付ボルトについては、改造あるなしにかかわらず、すべて検査の対象といたします。
0:49:02	規制庁沢です。承知いたしました。そうであれば、私の理解としては今、事業シャーのご説明があった通りの、
0:49:14	整理に従って、きちんと記載していただければ結構で、当然設工認申請書に出てくる対象については、障害事業者検査の対象としてやっていただければというふうに思っておりますので、
0:49:28	特段これ以上のコメントはございません。
0:49:33	で、他のところで、いろいろご紹介ご説明あったところで、確認をしておきたいという事項を事業者の方から、
0:49:45	説明というか、この部分を確認したいというのを言っていただけますでしょうか。
0:49:51	はい原子燃料工業フジワラでございます。
0:49:55	2 ページ目の 2122、23、こういったところになりますが、
0:50:02	まず 21 番につきましてはですね、インターロック等を構成する機器類ですね、従前からですねこういう系統の変更についてはですね。
0:50:14	設工認対象になるんですが、中に入っている構成しているような機器ですね、例えばここでいうインターロック 10 質量インターロックであれば、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:24	ロードセルであったり、そういったものをですね、こういったものはですね、定期的な交換、計器等ですね古くなったり、保証期間というのがございますのでこういったものが切れると定期的な交換するもので、
0:50:40	従前もそういった取り扱いしておりますので、今回も含めてですね、そういうふうにしていきたいと思っております。
0:50:47	で、あと 22 番これは
0:50:51	例としてガス検知器を挙げておりますが、当然こういうガス検知器に限らずですね、消防、火災報知機ですねこういったものとか、
0:51:02	定期的な、こちらでも交換するようなものでございますので、こういったものもですね、従前通り、事業者の方ですね、
0:51:13	交換、保守の範囲とさせていただきたいと思っております。ただ今回もですね、こういった取り付けているものですね、変わったり、
0:51:22	下に場所が配置とか変わったりしてるものにつきましてはですね。
0:51:27	一応施設、施設工認の申請にすでにしてしておりますので、そういったものはですね。
0:51:36	当然申請させていただくんですが、
0:51:39	単なる定期的な交換ですねそういったものは従前通りさせていただくと。
0:51:44	あと三つ目ですが、三つ目の 23 番こちらにつきましてはですね、ちょっと悩ましいところがございますが、今回ガス配管とかですね。
0:51:56	設置し直すところがございます。
0:51:59	従前につきましてはですね、もう設備の手前のところまでで、建物内っていうのはですね、許認可の対象外であったものでございますが、
0:52:09	今回、新規制で、この、
0:52:11	規制の範囲が変わったところがございます。
0:52:15	建物内も含めてですね、建物のすぐ外の緊急遮断弁、そういったところまで許認可の範囲ということで申請しております。
0:52:23	従前設工認の対象でなかったものですね、今回、
0:52:28	の状態であれば対象になるんですがそこは撤去してですね、新たに設置するわけがございますので、この撤去部分の取り扱いですね。
0:52:38	そういったものの確認ですね従来許認可対象でなくて今回、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:46	そのままであれば対象になるようなものなんですけど撤去するようなものですね、そういったものの確認、あとちょっと表にはないんですが前回大澤さん来、こられたときに、
0:52:57	ちょっとご相談といいますか、お話をさせていただいたの。
0:53:02	でんわーとかいったものですね、もう本当に市販品のものなんですけど今回設工認の対象になっているものが当然ございます。防災関係ですね。
0:53:12	そういったものは当間。
0:53:15	本多。電話なので、当然いいと思うんですがそういったものもですね1例として電話をあげさせていただきましたけど当然電話っていうものは、電話交換機とかですね。
0:53:25	そういったものも、途中として、6年とか10年とかいったもので定期的に交換するようなものもございまして、そういったものもですね、本当にどこまで。
0:53:36	今後設工認の対象でですね確認されるのかというところも、度こそ
0:53:44	確認したいと思っております。
0:53:46	以上でございます。
0:53:51	等を、
0:53:53	オザワですけれども、そうするとちょっと順番にいきますと、一番最初言われたのは、21番でよろしいですかね。
0:54:03	体現し電路工業フジワラでございます。はい。21番からお願いします。
0:54:08	21番に関しては、もう今までの運用ということで、こういう構成機器の一つ一つというところは、
0:54:18	動かん。
0:54:20	は交換した上、交換をすると交換した場合に系統試験を実施するというところの関係が、今回の設工認上も、その系統試験はきちんとやられるということに。
0:54:34	なっているという備考の記載を見るとなっているということでございますので、ここは今までの通りというところで、特段事業者の、
0:54:45	運用についてコメントするところではございません。
0:54:50	よろしいでしょうか。
0:54:52	はい、原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
0:54:56	次大井すいません何番でしたっけ。次22番になります。はい。
0:55:06	と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:14	数 22 番は、何を交換するか。
0:55:26	いつもない。
0:55:28	いえ、編集原子燃料工業フジワラでございます。
0:55:31	22 番も 21 番とよく似ているんですが、こちらもですね、インターロックではないんですが検知器関係ですね、1 例として挙げておりますのは可燃性ガスの漏えい検知器でございますが、
0:55:46	自火報とかですね、そういったものを、いろいろ建築関係ございますが、そういったものも当然定期的にですね交換する類のものだと思っておりますので、
0:55:57	こちらの効果もですね
0:56:00	事業者の自主的な活動ということで、
0:56:04	我々の方は理解しておりますがよろしいでしょうかということです。規制庁浦ですけども、これは消防法に基づくものであったりとか、建築基準法に基づくものであったりとか、他法令に基づくもの。
0:56:18	要求があつてですね、それを適切に維持していかなければいけないというものに関して、定期的にこうやられているものに対して我々以上となるものではございませんので、
0:56:31	適切に補修して、交換なりですね、していただくものに対して、こちらからコメントするものではないと思っております。
0:56:40	という回答でよろしいですか。
0:56:43	はい。
0:56:44	原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
0:56:50	次の撤去に関してなんですけれども、これです。規制庁山です。次に撤去に関してなんですけれども、これ、
0:57:03	申請書上で、撤去配管に記載のあるものと、今回のように、ご記載がないものっていうところっていうのは事業者の中で、
0:57:14	あれですかね、きちんと整理した上で、記載されてるものを記載していないものっていうのを、識別ちゃんとされてるっていうことでまずよろしいんでしょうか。
0:57:25	原子燃料工業フジワラでございます。
0:57:28	一応、
0:57:30	はい識別しております。その中でですね、ルートが当然従前と変わりますので、系統図といいますか、配置図、ルート図ですねそういったものは従前のルートから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:46	新たにこちらのルートになりますといったような、図は、
0:57:50	あった上ですね、この撤去自体がですね
0:57:56	許認可の変更の内容、改造の内容といったところには明確に書いていないんですが、
0:58:04	我々といたしましても、従前対象じゃなかったものにつきましてはですね。
0:58:11	我々事業者の
0:58:15	作業といいますか、
0:58:18	当然、保守、
0:58:20	の一環としてですね、対応していきたいと思っております。
0:58:28	規制庁澤です。その後、鳥飼で特段コメントはありません。要するに既認可で対象になっていなかったものは、設工認対象じゃないので、
0:58:41	撤去していただいて今回対象になるというものは、今回の最終形の形で、設工認の対象としていただければ結構です。
0:58:55	よろしいでしょうか。
0:58:58	すいません原子燃料工業フジワラです承知いたしました。
0:59:12	現地の向後藤原です。あと西郷にですねちょっと先ほどお伝えしましたのがこの資料にはないんですが、前回ちょっとお話をさせていただきました。前、
0:59:24	熊取にこられたときに、現地確認で来られたときに、お話をさせていただきましたの。
0:59:30	通常の電話ですね I P 電話とか通報に使う電話、そういったものを定期的に、
0:59:37	交換する、させていただくということで、お伝えしておりますが、電話に限らずですね、当然電話といえば交換機とか、そういったものもいろいろございますので、
0:59:48	そういった類のものをですね、一般的に使うようなものを、そういったものをもですね、どこまで我々事業者の活動の一環としてやらせていただければいいのかというのを確認したいと思います。
1:00:29	すいません規制庁オザワですけれども、今の話は一般汎用品としての取り扱いということで、品証だとかそういうところの取り扱い上の 2、
1:00:43	きちんと記載した上で、それに従って取り扱っていく類のものになるということではないんでしょうか。
1:00:56	原子燃料工業フジワラでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:01:00	はい。そのような扱いにございます。なります。
1:01:05	ですので基地規制庁座ですけれども、そちら側のルールに従って適切に管理していくという、今後の
1:01:15	なことになるのではないかとというふうに考えています。
1:01:21	原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
1:01:28	原子力規制庁長井です。今専門検査部門にいますけれども、昨年、今小沢の方から連絡のあった一般汎用品とかですねいわゆる
1:01:40	非常用設備の電話のような扱いについては、9、昨年令和2年9月30日だからもう、
1:01:50	1年半ぐらい前になりますけど、2位、原子力規制委員会の決定事項として、
1:01:56	設工認審査の進め方、ごめんなさい、工事計画の認可の審査とか使用前確認等の進め方についてという中に、
1:02:08	と記載がありますので、一度そこを読んでいただいて、対応されるのがよろしいかと思えます。特に
1:02:19	一般の配慮、一般産業用工業費、汎用品ですけれども、使用する場合にはですね、そういうものを、
1:02:30	着設工認に記載をしておいて、今後の維持管理についての規則やり方とかも設工認の中に書けば、
1:02:42	サイドのちょっとすいません今書いてあるところは見えないですけど、認可はいらぬ必要ないとかというような趣旨の記載がありますので、1度、
1:02:54	9月、令和2年9月30日付の委員会決定の文章見ていただければ、打って対応していただければよろしいんじゃないかと思えます。
1:03:11	原子燃料工業フジワラでございます。承知いたしました。ありがとうございます。
1:03:17	原子力規制庁長井です。もう1点ちょっと、21番当間22番も関連するんですけど、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど。
1:03:27	ちょっとこのときに設工認の記載と保守管理とか、工事の方法が混在して、いろいろ質疑応答が、
1:03:39	あったんで、念のための確認なんですけれども、まず設工認の申請書には、これ出漁インターロックの話が書いてありますが、
1:03:49	いわゆる検出短から作動丹まで、まずこれがどういう検出原理であって、どういう設定値で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:00	どういふうに安全機能を維持するかっていうのは、仕様表であるとか、図面の中でわかるような記載になっているんでしょうかっていうことですね。
1:04:13	そうすったときに、そうな、まずそういうふうな必要があると思いますけれどもその中で、今度、その記載した範囲については使用前の事業者検査で、
1:04:25	確認するってことですね。それは最初の別の例でもボルトの例でもありましたけど、工事のありなしにかかわらず、いわゆる新規制基準に適合している。
1:04:36	というのは確認すると、で、その次に今度それが既設のもので、劣化したり、定期的な交換するものであれば、それは保守管理の中で、
1:04:48	実施するというそういう、
1:04:51	いふうな説明であつたっていうことを理解してよろしいですか。
1:04:56	原子燃料工業フジワラでございます。
1:04:59	ご理解の通りでございます。
1:05:02	はい。そうすると、もう一応確認なんすが例えばロードセルの更新って書いてあるんですけども、こういうものも規制、ごめんなさい設工認の中に、
1:05:15	ずっと何ていうんすかね。インターロックとして検出丹から佐渡檀までのを、
1:05:23	動作と言いますかね、そういう中で、一応見えるようにはなっているっていうことで、
1:05:29	よろしいですか。
1:05:32	原子燃料工業の藤原でございます。系統図をきちっと示しておりますので、十分確認はできるかと思ひます。
1:05:40	原子力規制庁永井です。了解しました。ありがとうございました。
1:06:02	規制庁の鈴木です。その他、規制庁側から何か確認事項ありますでしょうか。
1:06:13	原子力規制庁長井です。
1:06:16	今日の資料の範囲外になると思ひますけどこれ5時申請で、確認をされたという報告なんですけど、すでに御社の場合1時から4時まで、
1:06:29	申請出てるんですけども、そこの範囲で何か同様の事例というのは確認されているんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:40	原子燃料工業フジワラでございます。まず今回お出しさせていただいた資料というのは5Gのものでございましてそれが1月、鳥羽医師ベンダ一前に目玉で、これすいません。
1:06:55	1月の26日時点のものでございます。その後、なお同様の内容もですね確認しております、
1:07:06	最終的にはですねまた改めて最終版というものをお出しさせていただくこととなりますが、およそ現状、先ほど接合ボルトのところを抜きますと、
1:07:20	5時につきましては設工認に反映するものというのが大体30件ぐらいになります。
1:07:27	今ここに織田視察も含めて、30件ぐらいですね。
1:07:32	あと4時につきましてはですね、こちらもほぼ確認を持っておりまして、ボルト等とかですね、そういったものも含めて、大体10件。
1:07:43	放っ程度です。
1:07:45	あと一次から三次につきましてはですね当社の場合二次は撤去とかそういったものだけでございますので、なく、
1:07:55	あと一次と三次もですね、ほぼ設備というのがなくて、建物ですね、でなく、
1:08:04	申請としてあまり多くないんですがこちらの方も確認しております、特に追加で同じような事象はこの一井参事では見られておりません。
1:08:16	ただ、先ほど最後にシャッターと申しましたのはこちらはですね、どちらかという、参事の設工認の前になるんですがこれは記載が不十分というより、申請後に明らかになったところでございます。
1:08:30	ということで1と3につきましてはですね記載上そういった同様の事象は、なかったという状況でございます。以上です。
1:08:38	はい、原子力規制庁長井です。詳細はいずれ事業者さんの方から面談なりの、
1:08:46	補正であるとか
1:08:48	アクションあるでしょうからそれを、
1:08:51	見て、また対応をすることになると思いますけれども、
1:08:57	大体概要はわかりました。
1:09:00	ありがとうございました。
1:09:02	あと、ちょっと戻ってしまうんですけど、もう1点、19番のところで確認させていただきたいんですけど、今日の資料の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:13	19 番。
1:09:14	このシャッターが特定防火設備に該当するとあるんですが、このシャッターの取り付けしている位置というのは外壁じゃなくて内川ナカノ。
1:09:26	壁だと思いますけど、ここいわゆる炉規法で認可を受けた火災区域であるとかもしくはそれを細分化した火災区画の境界に当たるシャッター。
1:09:39	になるんでしょうか。
1:09:43	原子燃料工業荒田委員でございます。屋内のですね火災区域境界の特定防火設備の防火シャッターということでございます。はい。以上でございます。
1:09:54	わかりました。ありがとうございます。これです。いや、ナガイから以上です。
1:10:07	規制庁のスズキですその他。
1:10:11	規制庁側から何かありますでしょうか。
1:10:21	では規制庁の鈴木です。
1:10:24	事業者側から何かありますでしょうか。
1:10:32	原子燃料工業フジワラでございます。
1:10:35	特にございませんが資料の方ですね、その後の調査結果も含めて確認、整理して、改めてお出しさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
1:10:53	規制庁のスズキです。
1:10:55	それでは本日の面談を終了したいと思います。
1:11:02	深井様でした。
1:11:04	ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。